

障害者政策委員会 第5小委員会（第3回）

資料一覧

資料1 論点 に関する関係省庁資料（文部科学省、経済産業省、
総務省、厚生労働省）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

資料2 論点 に関する委員意見・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

教科書のアクセシビリティに関する取組について

文部科学省

1. 民間組織・支援技術を活用した特別支援教育研究事業

< 予算額 >

平成 24 年度予算額：25 百万円

平成 25 年度概算要求額：25 百万円

< 概要 >

発達障害等のある児童生徒の障害特性などに応じた教科用特定図書等や教材を提供するため、その支援技術等に関する研究や普及推進を実施する。また、特に課題とされている分野等について先導的な取組を行っている NPO 等民間団体に対し、実践研究を委託する。

2. 学びのイノベーション事業

< 予算額 >

平成 24 年度予算額：281 百万円

平成 25 年度概算要求額：281 百万円

< 概要 >

21 世紀を生きる子どもたちに求められる力を育む教育を実現するために、様々な学校種、子どもたちの発達段階、教科等を考慮して、一人一台の情報端末や電子黒板、無線 LAN 等が整備された環境において、デジタル教科書・教材を活用した教育の効果・影響の検証、指導方法の開発、モデルコンテンツの開発等を行う実証研究を実施する。

3．教科用特定図書等普及推進事業

< 予算額 >

平成24年度予算額：120百万円

平成25年度概算要求額：109百万円

< 概要 >

「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進に関する法律」を踏まえ、障害のある児童生徒が十分な教育を受けることができるよう、多くの弱視児童生徒のニーズに対応した標準規格に基づく拡大教科書等の普及促進を図るとともに、ボランティア団体等にとって使い勝手のよい教科書デジタルデータを提供するなど、教科用特定図書等の普及促進を図る。

4．独立行政法人特別支援教育総合研究所における研究

< 研究課題名 >

デジタル教科書・教材の試作とガイドラインの検証

- アクセシブルなデジタル教科書の作成を目指して -

< 概要 >

平成23年度に作成したデジタル教科書作成ガイドラインに(試案)に基づいたデジタル教科書の試作を行い、研究協力者による機能評価、学校での機能評価等を通じて、ガイドライン(試案)の有効性を評価し、ガイドラインの改善に反映する。

【経産省】

書籍等の電子化の取組

- 平成22年6月、「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会（総務省、文部科学省、経済産業省の副大臣・大臣政務官の共同懇談会）」は報告書を取りまとめた。この中で、経済産業省は「外字・異体字の利用環境整備」、「電子書籍フォーマットの国際標準化」等について主担当官庁として取り組む他、総務省は「メタデータの相互運用性確保」、「電子書籍のアクセシビリティの確保」、文部科学省は「デジタル・ネットワーク社会における図書館の在り方の検討」、「出版社への権利付与」等について、取り組むこととされた。
- 経済産業省は、電子出版の活性化をさらに進めるため、現在も以下の取組を実施している。

コンテンツ緊急電子化事業（平成23年度補正予算：10.0億円）

書籍等の電子化費用の半額（東北関連書籍等については3分の2）を補助する。本事業により、最大6万冊程度の書籍等の電子化を目指す。

<本事業による効果>

- ・ 中小出版社が保有する書籍等のコンテンツを電子化することで、黎明期にある電子出版市場が活性化する。
- ・ 出版物はこれまで印刷されたものを閲読するしかなかったが、電子出版物は「文字の拡大」や「文章の読み上げ」等の機能により、新しい形でのアクセスが可能になる。本事業によって電子出版物の総数を増やすことで、アクセシビリティの向上が期待される。

なお、本事業は、被災地域の持続的な復興・振興や我が国全体の経済回復を図る目的で行う事業であり、主に東北地方の印刷会社を中心に書籍電子化事業への新規参入を促進するものである。

(参考データ)

- ・出版物(書籍・雑誌の合計)の推定販売額

1.8兆円(2011年。1996年比 32%減。7年連続で減少。)

- ・出版市場に占める電子出版の割合

3%程度(2011年度) 10%を超える(2016年度予想)

- ・現在の流通書籍数

印刷された出版物:約80万タイトル 電子出版物:約10万タイトル

情報アクセシビリティに関する標準化（JIS化）の取組

障害者にとって使いやすいように配慮した情報通信機器（パソコン、電話、オフィス機器）の設計指針等を日本工業規格（JIS）として6件制定。

1．製品・サービス全体の規格

(1) JIS X 8341-1

高齢者・障害者等配慮設計指針 - 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス -

第1部：共通指針（2010年3月23日改正）

（概要）情報通信機器、ソフトウェア、サービス等を企画・開発・設計の際の配慮

（対象）パソコン、携帯電話、ソフトウェア、サービスなど情報処理機器・サービス全般

2．個別製品分野ごとの設計規格

(1) JIS X 8341-2

第2部：情報処理装置（2004年5月20日制定）

（概要）ハードウェア等における、操作のしやすさ（キーボードだけで入力可能、文字が見やすい等）への配慮

（対象）パソコン等の情報処理装置、周辺機器、ソフトウェア

(2) J I S X 8341 - 3

第3部：ウェブコンテンツ(2010年8月20日改正)

(概要) インターネット等における、色のコントラストへの配慮、音声付き動画への字幕付与等への配慮

(対象) ブラウザを用いてアクセスする情報・サービス

(3) J I S X 8341 - 4

第4部：電気通信機器(2012年9月20日改正)

(概要) 電話機、ファックス等における、見やすい画面、押しやすいボタン等への配慮

(対象) 固定電話機、携帯電話機、ファクシミリ、テレビ電話機など

(4) J I S X 8341 - 5

第5部：事務機器(2006年1月20日制定)

(概要) オフィス用のコピー機、プリンタ等における、音声認識機能や操作の簡便性への配慮

(対象) オフィス用の複写機、複合機及びページプリンタ

(5) J I S X 8341 - 7

第7部：アクセシビリティ設定(2011年8月22日制定)

(概要) コンピュータにおける、画面や文字の拡大設定等を行う際の操作性への配慮

(対象) アクセシビリティ設定のユーザインターフェース

【総務省】

視聴覚障害者向け番組の普及促進

視覚障害者向け副音声制作等に充てられた補助件数または金額

平成 23 年度に解説番組の制作に充てられた助成は、432 番組（11 社）で合計約 5,725 万円。

字幕を付すことが技術的に可能でないものについて

視聴覚障害者向け放送普及行政の指針（字幕放送部分より抜粋）

技術的に字幕を付すことができない放送番組（例：現在のところ複数人が同時に会話を行う生放送番組）

外国語の番組

大部分が器楽演奏の音楽番組

権利処理上の理由等により字幕を付すことができない放送番組

B S 放送、C S 放送については「指針」は怎么样了のか

視聴覚障害者向け放送普及行政の指針（抜粋）

・字幕放送

B S：2017 年度までに対象の放送番組の全てに字幕付与

大規模災害等緊急時放送については、できる限り全てに字幕付与
（目標年次を弾力的に捉えることとする。）

C S：当面は、できる限り多くの放送番組に字幕付与

・解説放送

B S：2017 年度までに対象の放送番組の 10% に解説付与

（目標年次を弾力的に捉えることとする。）

C S：当面は、できる限り多くの放送番組に解説付与

C M 字幕については「指針」の規定は怎么样了のか

「行政指針」は、C M 番組を通常の放送番組と区別して取り扱っていない。但し、C M 番組は、一般に「権利処理上の理由等により字幕を付すことができない放送番組」として目標の対象外とされている。

放送事業者と合意して緊急放送には全部字幕をつけるとお互いに合意して
実行段階に入っているのか

「大規模災害等緊急時放送については、できる限り全てに字幕付与」と「指針」
の目標を本年10月に追加。これは放送事業者も参加した研究会（デジタル放
送時代の視聴覚障害者向け放送の充実に関する研究会）における議論を踏まえ
て策定されたもの。

番組の字幕について、コマーシャルに対しては助成があるのか

助成制度上、CM番組について除外されていないが、CMへ付与される字幕
の制作費に対する助成実績は無い。

電子出版のアクセシビリティに関する総務省の取組

1 「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」の開催

- ・ 電子出版に関する懇談会として、総務省、文部科学省、経済産業省の副大臣、大臣政務官による共同懇談会「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」を開催（平成22年3月に第1回開催。同年6月に報告書取りまとめ）。
- ・ 懇談会報告書において、音声読み上げ可能な電子出版を拡大するための技術的な仕組み等について検討することなど、障がい者、高齢者、子ども等の身体的な条件に対応した利用を推進することも盛り込まれた。

2 電子出版のアクセシビリティの推進

- ・ 懇談会報告書をふまえ、総務省において、電子出版市場の基盤となる技術の確立を図るための委託事業を実施。（平成22年度）
- ・ 委託事業の一環として、電子出版のアクセシビリティの推進に係る民間での取組を支援するため、出版社、印刷会社等関係者間によるガイドラインを策定。

心身障害者用低料第三種郵便物制度について

1. 第三種郵便物制度

国民文化の普及向上に貢献すると認められる刊行物の郵送料を安くして、購読者の負担軽減を図ることにより、その入手を容易にし、もって社会、文化の発達に資するという趣旨のもと、第一種郵便物よりも低廉な料金を適用する制度。

第三種郵便物の承認条件(郵便法第22条第3項等及び日本郵便株式会社内国郵便約款第166条)

毎年4回以上、号を追って定期的に発行するものであること
掲載事項の性質上発行の終期を予定し得ないものであること
政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は議論することを目的とし、あまねく発売されるものであること

() 次の刊行物については、 を満たさない。

- 1) 団体又はその構成員の消息、意見の交換等を主たる内容とするもの
- 2) 全体の印刷部分に占める広告の割合が100分の50を超えるもの
- 3) 1回の発行部数が500部に満たないもの
- 4) 1回の発行部数に占める発売部数の割合が100分の80に満たないもの
- 5) 定価を付していないもの

2. 心身障害者用低料第三種郵便物制度

心身障害者団体が発行する定期刊行物については、障害者福祉政策の観点から、一般の第三種郵便物よりもより低廉な料金を適用(昭和51年に創設)。

心身障害者用低料第三種郵便物の要件

上記、第三種郵便物の承認条件に加え、

発行団体が心身障害者団体であること〔団体要件〕

発行する定期刊行物が心身障害者の福祉を図ることを目的とするものであること
〔刊行物要件〕

について公共機関が発行した証明書を確認した上で適用。

[郵便料金]

第一種郵便物	定形		80 円	
	定形外		120 円(50g まで)	
第三種郵便物	低料以外のもの		50g まで 60 円 以降 50g までごとに 8 円増	
	低料	月 3 回以上発行の新聞	50g まで 40 円 以降 50g までごとに 6 円増	
		心身障害者団体の発行する定期刊行物	月 3 回以上発行の新聞	50g まで 8 円 以降 50g までごとに 3 円増
		上記以外のもの	50g まで 15 円 以降 50g までごとに 5 円増	

心身障害者用低料第三種郵便物制度の不適正利用事件等について

(1) 事件の概要

平成16年頃から平成20年にかけて、障害者団体とされる「凜の会(後に「白山会」に改称)」等及び広告代理店(博報堂エルグ、新生企業等)は、通信販売事業者等広告主(ベスト電器、ウイルコ等)のダイレクトメールを送付するにあたり、心身障害者用低料第三種郵便物制度を利用すれば、大幅に郵便料金が減額されることに目をつけ、その郵便物に広告を同封あるいは封被に広告を掲載する方法で広告主の顧客に対しダイレクトメールを送付することを企て、同制度を不適正利用した事件があり、その結果、平成21年において、不適正利用に関与した者に加え、厚生労働省、旧郵便事業株式会社で逮捕者が出る事態となった。

(2) 会計検査院による指摘事項

会計検査院より、「第三種郵便物制度の適正な運用について」(平成21年10月30日)が出され、是正改善処置要求等として以下が指摘された。

第三種郵便物差出票の送付、見本等を提出していない発行人に対する催告、差出承認の確認等の事務手続が遵守されているかを確認する相互牽制の事務手続を業務の過程に組み込むような規定を定めることなどにより事務手続の遵守の徹底を図ること。(会計検査院法第34条による是正改善の処置を求めるもの)

協会(「複数の心身障害者団体が共通の題号で定期刊行物を発行するために形成する一つのグループ」をいう。)が発行する定期刊行物に対する定期調査等及び日刊新聞の見本調査の実施に必要な事務手続を明確に規定すること。(同法第36条による意見を表示するもの)

関係法令等

郵便法（昭和22年法律第165号）

第二十二條（第三種郵便物） 第三種郵便物の承認のあることを表す文字を掲げた定期刊行物を内容とする郵便物で開封とし、郵便約款の定めるところにより差し出されるものは、第三種郵便物とする。

2 第三種郵便物とすべき定期刊行物は、会社の承認のあるものに限る。

3 会社は、次の条件を具備する定期刊行物につき前項の承認をする。

一 毎年一回以上の回数で総務省令で定める回数以上、号を追つて定期に発行するものであること。

二 掲載事項の性質上発行の終期を予定し得ないものであること。

三 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とし、あまねく発売されるものであること。

4 第二項の承認の求めがあつたときは、会社は、その求めがあつた日から総務省令で定める期間内に承認をし、又は承認しない旨を通知しなければならない。

5 第三種郵便物の承認は、承認を受けた日以後に発行するものにつき、その効力を有する。

郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）

（定期刊行物の発行回数）

第六条 法第二十二條第三項第一号の総務省令で定める回数は、毎年四回とする。

（第三種郵便物の承認通知等までの期間）

第七条 法第二十二條第四項の総務省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 法第二十二條第二項の承認の求めに係る定期刊行物（以下この条において「申請刊行物」という。）が日刊のものである場合 一箇月

二 申請刊行物が毎月三回以上発行するものである場合（前号に掲げる場合を除く。） 二箇月

三 申請刊行物が毎月発行するものである場合（前二号に掲げる場合を除く。） 三箇月

四 前三号に掲げる場合以外の場合 七箇月

日本郵便株式会社 内国郵便約款

(第三種郵便物の承認条件)

第166条 当社は、次の条件を満たす刊行物について第三種郵便物の承認をします。

- (1) 毎年4回以上、号を追って定期的に発行するものであること。
- (2) 掲載事項の性質上発行の終期を予定し得ないものであること。
- (3) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とし、あまねく発売されるものであること。

2 次に掲げる刊行物は、前項(3)の条件を満たしません。

- (1) 会報、会誌、社報その他団体が発行するもので、その団体又は団体の構成員の消息、意見の交換等を主たる内容とするもの
- (2) 全体の印刷部分に占める広告（法令の規定に基づき掲載されるものを除き、当社が別に定める刊行物であって、第31条（第三種郵便物に記載等することができる事項）第1項(7)の規定により、外部に広告（法令の規定に基づき掲載されるものを除きます。）を記載し、又は別に記載して添付する場合にあっては、その広告を含みます。）の割合が100分の50を超えるもの
- (3) 1回の発行部数が500部に満たないもの
- (4) 1回の発行部数に占める発売部数の割合が100分の80に満たないもの
- (5) 定価を付していないもの

（注）第2項(2)の当社が別に定める刊行物は、心身障害者用低料第三種郵便物の料金を適用するものとします。

コミュニケーション支援体制の充実等に対する取組

1 コミュニケーション支援体制の充実に向けた取組

手話奉仕員等指導者養成の実施（団体委託費による実施）

国では、団体に委託費を交付し、手話奉仕員、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員の指導を行う指導者（講師）を養成している。

[参考]

平成24年3月末現在の指導者養成研修修了者の累計数は以下のとおりである。

- ・手話奉仕員及び手話通訳者の指導者 1,128名（平成17年度から手話研修センターへ委託）
- ・要約筆記者の指導者 173名（平成23年度から聴力障害者情報文化センターへ委託）
- ・盲ろう者通訳・介助員の指導者 516名（平成8年度から全国盲ろう者協会へ委託）

手話奉仕員等の養成（地域生活支援事業の任意事業による実施）

都道府県及び市町村では、手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成する「奉仕員養成研修事業」を実施している。

[参考]

- ・都道府県では、47都道府県全てで実施（平成22年度実績）
- ・市町村では、628市町村で実施（平成22年度実績）

都道府県では、手話通訳者、要約筆記者を養成する「手話通訳者・要約筆記者養成研修事業」、盲ろう者通訳・介助員を養成する「盲ろう者通訳・介助員養成研修事業」を実施している。

[参考]

- ・手話通訳者養成研修は、41か所で実施（平成22年度実績。要約筆記者養成研修は平成23年度から実施。）
- ・盲ろう者通訳・介助員養成研修は、38か所で実施（平成22年度実績）

手話通訳者等の派遣（地域生活支援事業の必須事業又は任意事業による実施）

市町村では、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行う「コミュニケーション支援事業（必須事業）」を実施している。

[参考]

- ・コミュニケーション支援事業は、1,319市町村で実施（平成22年度実績）
- ・手話通訳者派遣事業は1,296市町村、要約筆記者派遣事業は859市町村、手話通訳者設置事業は512市町村で実施している。

都道府県では、盲ろう者のコミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者通訳・介助員の派遣を行う「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（任意事業）」を実施している。

[参考]

・盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業は、43 か所で実施（平成 22 年度実績）

障害者総合支援法（平成 25 年 4 月施行）によるコミュニケーション支援体制
平成 25 年 4 月 1 日施行の障害者総合支援法では、コミュニケーション支援体制をより強化していくため、

手話奉仕員等の養成を行う事業を都道府県・市町村の地域生活支援事業の任意事業から市町村の必須事業とする

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員の養成を行う事業を都道府県の地域生活支援事業の任意事業から都道府県の必須事業とする

手話通訳者等の派遣に係る市町村相互間の連絡調整等広域的な対応が必要なものを新たに都道府県の必須事業とする

とし、地域においてサービスの差異が生じることがないように、手話通訳者等の派遣又は養成が確実に実施される体制を整備していくこととしている。

2 情報バリアフリー化の推進に向けた取組

点字図書館・聴覚障害者情報提供施設の運営費の負担等

国は、点字図書館（点字刊行物や視覚障害者用の録音物の製作や貸出等を行う施設）及び聴覚障害者情報提供施設（字幕、手話入りの録画物の製作や貸出等を行う施設）の運営に要する費用の 2 分の 1 を負担している。

また、聴覚障害者情報提供施設は全都道府県で整備されていないため、全国主管課長会議等を通じて、各県に早急に整備していただくように依頼している。

[参考]

・聴覚障害者情報提供施設は、指定都市整備分も含めて 44 か所（平成 24 年 10 月 1 日現在）

障害者の情報通信技術の利用・活用機会の推進等

視覚障害者がインターネットを利用し、自宅に居ながら、全国の点字図書館の蔵書、製作中図書を検索、貸出予約や点字、デイジーデータ等の情報を受け取ることができる視覚障害者用図書情報ネットワーク（サピエ）の運営に要する費用を補助している。

[参考]

・社会福祉法人日本点字図書館に対する平成 24 年度補助額：40,632 千円

視覚障害者が入手困難な日々の新聞ニュースを、点字データや音声データとしてインターネット配信により提供している。

[参考]

・社会福祉法人日本盲人会連合に対する平成 24 年度補助額：40,251 千円

障害者に対してパソコン及び周辺機器等の使用方法を教えるパソコンボランティアを指導する者の養成研修を実施するとともに、パソコンボランティアの養成・派遣を行っている。

[参考]

・パソコンボランティアの養成・派遣は、都道府県の地域生活支援事業（任意事業）により実施しており、平成 22 年度の実績は、26 か所。

障害者等の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るための総合的なサービス拠点として、障害者 IT サポートセンターを運営する事業を実施。

[参考]

・障害者 IT サポートセンターの運営は、都道府県の地域生活支援事業（任意事業）により実施しており、平成 22 年度の実績は、24 か所。

日常生活用具給付等事業において、利用者のニーズや地域の実情等を踏まえ、点字ディスプレイ、視覚障害者用拡大読書器、パソコンの周辺機器等の情報・意思疎通支援用具の給付等を実施している。

